

市立西部体育館使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

使用区分		時間区分	① 午前9時から正午まで	② 午後1時から午後5時まで	③ 午後6時から午後9時まで	④ 午前9時から午後9時まで	
競技場	し 入 場 料 等 を 徴 収	スポーツのため 使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	770円	1,650円	2,750円	4,400円
		学校以外		2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
	スポーツ以外の目的で使用する場合		11,000円	16,500円	22,000円	44,000円	
	す 入 場 料 等 を 徴 収	スポーツのため 使用する場合	学校	2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
		学校以外		5,500円	7,700円	8,800円	17,600円
	スポーツ以外の目的で使用する場合 (興業を直接の目的とする場合を除く。)		33,000円	44,000円	60,500円	110,000円	
	興業を直接の目的とする場合		49,500円	71,500円	99,000円	187,000円	
	一般公開日に おける個人の 使用の場合	中学生以下	110円	110円	110円		
		高校生及び一般	220円	220円	220円		

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 2 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 5 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に550円（**使用した電灯が2分の1以下であるときは、当該額の2分の1の額**）を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 8 **市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、電灯使用料は、この限りではない。**

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。